第4章 障害福祉サービス等の推進





障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた数値目標等(成果目標)を定め、そ の達成に向けて取り組んでいきます。

(1) 地域生活支援拠点等の整備

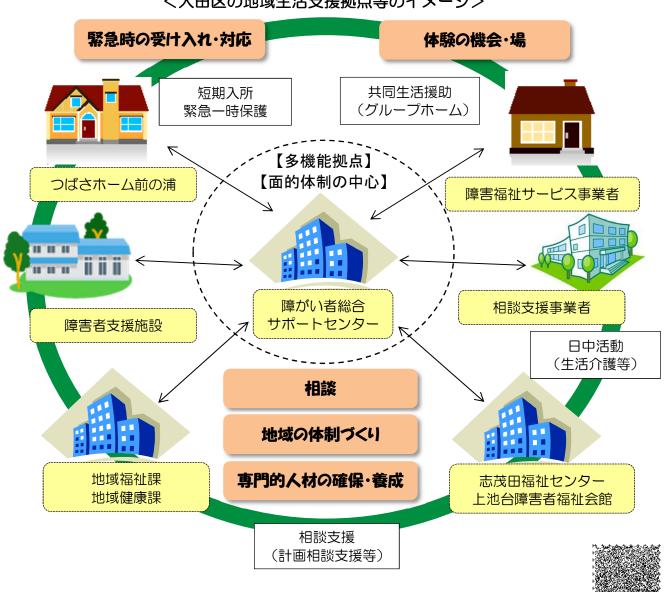
【区の考え方と今期の目標】

国の基本指針では、障がい者の高齢化や「親なき後」を見据えて、地域での暮ら しを支える機能を地域生活支援拠点等として整備することとされています。

区では、障がい者総合サポートセンターを中心に、区内の各機関で機能を分担し た「面的な体制」整備を進めてきました。

本計画においては、地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図っ ていきます。

く大田区の地域生活支援拠点等のイメージ>



(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【区の考え方と今期の目標】

区では、施設入所者の地域移行に向け、入所施設や関係機関との連携強化、民間 事業者によるグループホームの整備支援等の取組を進めてきました。

一方で、家族の高齢化などにより施設入所する場合や、障がいの重度化によりグ ループホーム等での受け入れが難しいなどの状況もあります。

こうした状況も踏まえ、本計画においては、平成 28 年度末時点における施設入所者のうち、平成 32 年度末までに、20 人以上が自立訓練事業等を利用し地域生活に移行すること、平成 32 年度末時点の施設入所者数が平成 28 年度末時点の施設入所者数を超えないことを目標とし、地域での生活を希望する方の地域移行に向けた支援を進めていきます。

項目	平成 28 年度末実績	平成 32 年度末目標		
施設入所者のうち地域生活に 移行する者の数	平成 26 年4月1日から 11 人 ※1	平成 29年4月1日から 20人 ※2		
施設入所者数	505人	505人		

※1 数値目標の対象: 平成 25 年度末時点の施設入所者※2 数値目標の対象: 平成 28 年度末時点の施設入所者



(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【区の考え方と今期の目標】

区では、一般就労の促進に向けて、就労相談の充実や、労働、教育、福祉等の関係機関による就労支援ネットワークの充実、体験実習のための職場開拓などの取組を進めてきました。

平成 30 年度からは、法定雇用率の算定に精神障がい者が加わり、段階的に法定雇用率が引き上げになるため、さらに多くの雇用需要が見込まれます。

そのため、本計画においては、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方の目標等を以下のとおり設定し、一般就労の促進に向けて取り組んでいきます。

就職後、安心して職業生活が継続できるように、従来からの就労支援に加え、新たなサービスである「就労定着支援事業」を活用しながら取組を進めていきます。

項目	平成 28 年度末実績	平成 32 年度末目標
福祉施設から一般就労への移 行者数 ※ ₁	110人	130人
就労移行支援事業の利用者数	168人	245人
就労移行率3割以上の就労移 行支援事業所の割合 ※ ₂	66.7% (8/12 施設)	70%
就労定着支援事業による支援 開始から1年後の職場定着率		80%

^{※1、}特別支援学校等から直接一般就労した方は含まれていません。



^{※。} 就労移行率 = 当該年度の就労移行者数/次年度の4月1日現在の利用者数

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【区の考え方と今期の目標】

区では、精神科病院に入院している方が退院し、地域で暮らしていけるよう、地域 生活移行支援コーディネート体制の整備等の取組を進めてきました。

本計画においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、 平成32年度末までに、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置することを目標とし、必要なときに支援を受けることができる体制を整備していきます。

また、東京都においては、精神病床における 1 年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する数値目標を定めるとともに、平成 32 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定め、「平成 29 年精神保健福祉資料(630調査結果)」から区市町村ごとの基盤整備量を算出しています。

東京都の推計によると、大田区では、平成32年度末の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量が106人となります。

区においては、上記の基盤整備量も踏まえて、各年度における障害福祉サービス等 の必要な量を見込み、その確保に努めていきます。

[参考]

項目	東京都	大田区
平成32年度末の長期入院	2,544 人	106人
患者の地域移行に伴う基	65 歳以上 1,462 人	65 歳以上 55 人
盤整備量(利用者数)	65 歳未満 1,082 人	65 歳未満 51 人
1年以上長期入院患者数	10,439人	428人
(平成 29 年 630 調査)	65 歳以上 6,609 人	65 歳以上 247 人
(十/% 20 午 000 過且)	65 歳未満 3,830 人	65 歳未満 181 人

(5) 障がい児支援体制の整備等

【区の考え方と今期の目標】

区では、障がい児支援体制の整備に向けて、児童発達支援地域ネットワーク会議等の活用による関係機関との連携強化、事業所の運営支援などの取組を進めてきました。 近年では、医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引な どの医療的ケアが必要な障がい児が増加している状況もあります。

そのため、本計画においては、平成 30 年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による、医療的ケア児支援のための協議の場を設置すること、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所を新たに1か所以上確保することを目標とし、関係機関等と連携しながら切れ目のない支援体制を構築していきます。



コラム⑥

~ 障害者総合支援法等のサービスの仕組み ~

障がい者のためのサービスについては、これまで様々な制度改正が行われています。平成 15 年からの「支援費制度」にはじまり、平成 18 年からの「障害者自立支援法」を経て、平成 25 年4月からは「障害者総合支援法」が施行されています。また、障がい児については、平成 24 年に「児童福祉法」が改正されたことによ

また、障かい児については、平成 24 年に「児童倫祉法」が改正されたことに り、身近な地域で様々なサービスを受けることができるようになりました。



サービスの概要

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付には、在宅や通所等で行うサービス(障害福祉サービス)や地域相 談支援、自立支援医療による医療費の助成などがあります。

地域生活支援事業は、区市町村や都道府県が地域の実情に応じて行う事業で、移動支援など、自立した生活や社会参加などを支援する事業を行っています。

児童福祉法のサービスでは、通所による支援(障害児通所支援)と入所による支援(障害児入所支援)があります。なお、障害児入所支援については、東京都が主体となって実施をしています。

また、障害福祉サービスと地域相談支援を利用する場合には「サービス等利用計画」、障害児通所支援を利用する場合には「障害児支援利用計画」を作成する必要があります。



法改正の概要

平成28年6月に、障害者総合支援法と児童福祉法の改正が行われ、一部を除いて 平成30年4月から施行されることになります。

この改正により、「自立生活援助」、「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」のサービスが新設されています。

また、重度訪問介護と保育所等訪問支援の訪問先の拡大など、既存のサービスの見直しも行われています。

加えて、高齢障がい者の介護サービスの円滑な利用、自治体への障害児福祉計画策定の義務付け、障害福祉サービス等の情報公開制度の創設なども行われています。



◆障害者総合支援法等のサービスの体系

障害者総合支援法

自立支援給付

【障害福祉サービス】

- 居宅介護 重度訪問介護
- 同行援護 行動援護
- 重度障害者等包括支援 生活介護
- 自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- 宿泊型自立訓練 就労移行支援
- 就労継続支援(A型、B型)
- ・就労定着支援 [新サービス]
- 療養介護
- 短期入所(福祉型、医療型)
- **自立生活援助** [新サービス]
- 共同生活援助(グループホーム)
- 施設入所支援

【相談支援】

- 計画相談支援
- 地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)

【自立支援医療】

- 精神通院医療
- 更生医療 育成医療

【補装具】

車いす・補聴器等

大田区地域生活支援事業

- 意思疎通支援事業 移動支援事業
- 日常生活用具給付等事業 等

東京都地域生活支援事業

- 専門性の高い相談支援事業
- ・ 広域的な支援事業 等

児童福祉法

大田区

【障害児通所支援】

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- <u>居宅訪問型児童発達支援</u> 、[新サービス]

〈【障害児相談支援】

• 障害児相談支援

東京都

【障害児入所支援】

障

が

61

者

- •福祉型障害児入所支援
- 医療型障害児入所支援

その他のサービス

大田区

- ・ 移送サービス利用券 (タクシー券)
- ・ 紙おむつ支給事業
- ・出張理髪サービス
- 自助活動支援事業(たまりば事業)
- 自立生活訓練事業
- 緊急一時保護事業
- 地域支援事業
- ・重症心身障がい児(者)在宅レスパイト事業
- 重度身体障害者ガイドヘルパー派遣
- 重度脳性まひ者介護事業 等



2 サービス見込量と確保のための方策

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて、平成 30 年度から平成 32 年度の 各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量(活動指標)を定め、その確保 に努めていきます。

実績については、平成27年度及び平成28年度は年間の実績、平成29年度は4月から6月までの実績を基に算出しています。

なお、単位が1年あたりのサービスについては、平成 29 年度の実績の記載はしていません。

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯など の家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護の必要な程度が非常に 高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包 括的に提供します。



■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数			
居宅介護	117か所			
重度訪問介護	104 か所			
同行援護	41 か所			
行動援護	8か所			
重度障害者等包括支援	〇か所			

(平成30年1月1日現在)

■サービス見込量

サービス名			実績		見込量		
		27年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護	時間/月	11,981	12,039	12,869	13,365	13,635	13,905
古一一一	人/月	560	569	572	594	606	618
重度訪問介護	時間/月	14,024	14,968	15,512	15,889	15,889	15,889
里及初间月楼 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	人/月	38	42	41	42	42	42
同行援護 [時間/月	4,956	4,991	5,171	5,330	5,330	5,330
	人/月	157	155	157	162	162	162
行動援護	時間/月	124	141	153	153	153	153
11」到按读 人//	人/月	4	4	4	4	4	4
重度障害者等包括	時間/月	0	0	0	730	730	730
支援	人/月	0	0	О	1	1	1

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

障害者総合支援法の改正により、訪問先が拡大される重度訪問介護については、 サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めてい きます。



(2)日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で入浴 や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を 提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわ たり、生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させる ための支援や日常生活上の相談支援を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間にわたり、生産活動やその他 の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要 な訓練などを行います。
就労継続支援(A 型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供やその 他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必 要な訓練などを行います。
<u>就労定着支援</u> [新サービス]	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族と の連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療的ケアが必要で常に介護が必要な人に、主として昼間に おいて、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介 護を行います。
短期入所	自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設 へ入所できます。



■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
生活介護	12 か所
自立訓練(機能訓練)	3か所
自立訓練(生活訓練)	2か所
宿泊型自立訓練	1 か所
就労移行支援	12 か所
就労継続支援(A 型)	4 か所
就労継続支援(B型)	33か所 ※
療養介護	〇か所
短期入所	5か所

(平成30年1月1日現在)

■サービス見込量

サービス名			実績			見込量	
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
生活介護	日/月	18,352	18,867	19,371	20,110	20,600	21,070
工心八岐	人/月	944	980	989	1,026	1,051	1,075
自立訓練	日/月	464	407	347	339	339	339
(機能訓練)	人/月	53	53	45	44	44	44
自立訓練	日/月	516	484	492	541	541	541
(生活訓練)	人/月	35	44	40	44	44	44
学 论型点式制体	日/月	509	525	679	792	792	792
宿泊型自立訓練	人/月	17	19	24	28	28	28
就労移行支援	日/月	2,130	2,635	3,156	4,018	4,018	4,018
ND 10 11 又接 	人/月	133	168	192	245	245	245
就労継続支援	日/月	799	1,604	2,078	3,533	3,533	3,533
(A型)	人/月	31	86	108	184	184	184
就労継続支援	日/月	15,433	15,013	16,213	17,153	17,506	18,026
(B型)	人/月	954	936	963	1,012	1,042	1,073
就労定着支援	人/月	_	_	_	281	309	340
療養介護	人/月	56	60	65	70	70	70
	日/月	1,281	1,184	1,205	1,304	1,328	1,353
短期入所(福祉型)	人/月	183	148	149	161	164	167
红地 7 元 (左南州)	日/月	59	113	108	108	165	165
短期入所(医療型)	人/月	17	15	19	19	29	29



[※] 分室・分場等を含みます。

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

必要なサービスが提供できるよう、障がい者総合サポートセンターにおいて、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者の短期入所事業を実施するほか、区立障がい者施設の機能見直し、既存の建物や公有地の有効活用による事業の実施の検討、民間事業者の参入支援等を行っていきます。

また、生活介護については、区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していきます。

障害者総合支援法の改正による新たなサービスである「就労定着支援」については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。



(3) 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
<u>自立生活援助</u> [新サービス]	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
共同生活援助	68 か所
施設入所支援	2か所

(平成30年1月1日現在)

■サービス見込量

サービス名			実績			見込量		
サーレスを	ם	27年度 28年度 29年度 3		30年度 31年度 32年度		32 年度		
自立生活援助	人/月	_	_	_	19	21	23	
共同生活援助	人/月	367	397	401	468	478	488	
施設入所支援	人/月	511	505	508	505	505	505	

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

入所施設から地域生活への移行、親なき後や介護者の高齢化等に備えた居住の場を確保するため、グループホームを新規に設置する事業者への整備費補助等を行っていきます。

障害者総合支援法の改正による新たなサービスである「自立生活援助」については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。



(4)相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	サービス利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制の確 保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
計画相談支援	35 か所
地域移行支援	7か所
地域定着支援	6か所

(平成30年1月1日現在)

■サービス見込量

サービス名			実績			見込量		
リーレス名	ם	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
計画相談支援	人/月	335	427	477	571	628	691	
地域移行支援	人/月	4	7	7	8	9	10	
地域定着支援	人/月	8	13	14	21	23	25	

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援等に取り組んでいきます。

基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを中核として、事業 所間のネットワーク強化等を図り、意思決定の支援も含めて、必要なサービスの利 用を支えることができる体制づくりに取り組んでいきます。

また、支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、サービス等利用計画 の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。



(5) 児童福祉サービス

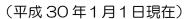
■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児 童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 [新サービス]	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困 難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
児童発達支援	14か所 ※
医療型児童発達支援	1 か所
放課後等デイサービス	33 か所
保育所等訪問支援	2か所
障害児相談支援	12 か所

※ 児童発達支援センターを含みます。





■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
リーこスと)	27年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
 児童発達支援	日/月	2,379	2,881	3,288	3,880	4,579	5,403
九里尤住又饭	人/月	338	384	415	465	521	583
医療型	日/月	251	219	261	261	261	261
児童発達支援	人/月	28	23	28	28	28	28
放課後等	日/月	4,246	5,780	7,900	10,823	12,800	14,752
デイサービス	人/月	536	716	966	1,323	1,561	1,799
 保育所等訪問支援	日/月	0	5	12	18	25	31
体目的专动问义该	人/月	0	2	8	13	19	24
居宅訪問型	日/月		_		44	52	60
児童発達支援	人/月				11	13	15
障害児相談支援	人/月	56	55	71	89	110	138

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

重症心身障がい児が適切な支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けて取り組ん でいきます。

障がい者総合サポートセンターにおいて、学齢期の発達障がい児支援の機能を整備し、放課後等デイサービス及び障害児相談支援のサービスを提供していきます。

また、支援を必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、障害児支援利用 計画の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。

児童福祉法の改正による新たなサービスである「居宅訪問型児童発達支援」、訪問先が拡大される保育所等訪問支援については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。



(6) 地域生活支援事業

①必須事業

■サービスの内容

サービス名	内容
理解促進研修•啓発事業	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。 しょうがい者の日のつどい、聴覚障がい者理解啓発講座等を 行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自発的に行う活動に対する支援を行います。 ピアカウンセラーの活動支援、障がい別相談会として各団体 相互の研修や交流の支援等を行います。
相談支援事業	【障害者相談支援事業】 障がい者等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。 障がい者総合サポートセンター、4か所の地域福祉課、4か所の地域健康課、6か所の地域活動支援センターで行います。 【基幹相談支援センター等機能強化事業】 基幹相談支援センター等において、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、後見報酬の助成等 を行います。
成年後見制度法人後見支援 事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことがで きる法人の確保や法人後見の活動支援を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。 また、障害福祉課(週一回)と、障がい者総合サポートセンター(年末年始を除き毎日)の窓口に手話通訳者を配置します。
日常生活用具給付等事業	日常生活を容易にするための用具を給付します。



サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成します。 手話講習会(初級・中級・上級の3コースと通訳養成課程) を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	社会との交流の促進等のため、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実・強化します。



■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
理解促進研修·啓発 事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援 事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談	箇所数	15	15	15	15	15	15
支援事業	件/月	5,757	5,861	4,776	6,012	6,012	6,012
基幹相談支援 センター	設置の 有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用 支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業 ※	€ 1						
手話通訳者	件/月	200	203	240	280	308	339
派遣事業	人/月	200	203	240	280	308	339
要約筆記者	件/月	7	6	5	6	7	8
派遣事業	人/月	21	18	17	18	21	24
手話通訳者 設置事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等	事業						
介護・訓練支援 用具	件/年	41	46		47	47	47
自立生活支援 用具	件/年	122	103		122	122	122
在宅療養等 支援用具	件/年	98	110		135	135	135
情報•意思疎通 支援用具	件/年	122	128	_	208	208	208
排泄管理支援 用具	件/年	12,141	11,654	_	13,896	13,896	13,896
その他	件/年	19	9	_	19	19	19



サービス名		実績			見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員養成研修事業 ※2	人/年	40	53		40	40	40
段動士授事業 時間/	時間/月	9,954	10,586	11,408	12,134	12,898	13,668
移動支援事業 	人/月	580	617	654	695	737	781
地域活動支援セン	箇所数	11	11	10	10	10	10
ター機能強化事業	人/月	261	221	192	192	192	192

^{※、「}東京手話通訳等派遣センター」への委託分も含まれています。

■サービス見込量の確保に向けて

障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等 に応じて、適切に事業を行っていきます。



^{※2 「}手話講習会(上級)」の修了者数です。

②任意事業

■サービスの内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な障がい者の自宅を訪問 して入浴サービスを提供します。
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息のため、障がい者の日中における活動の場を提供します。
地域移行のための安心生活支援	精神障がい者等の地域生活への移行や定着を支援するため の支援体制を整備します。 地域生活移行支援コーディネーターを配置します。
レクリエーション活動等 支援	障がい者の体力増強、交流、スポーツに触れる機会の提供等のため、各種レクリエーション教室などを開催します。 若草・コスモス青年学級、心身障がい児交流促進事業、障がい者スポーツ教室等を行います。
芸術文化活動振興	障がい者等の芸術文化活動を振興するため、障がい者等の作品展などの芸術文化活動の機会を提供します。 しょうがい者巡回パネル展、しょうがい者文化展等を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳 等の方法により、区の広報や生活情報などを提供します。
奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉 仕員等を養成します。 点訳講習会、音訳者養成講座、要約筆記啓発講座を行います。
自動車運転免許取得·改造 助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。
障害者虐待防止対策支援 事業	障がい者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切 な支援のため、地域の支援体制の強化等を行います。



サービス名	内容
更生訓練費給付事業	訓練用具の購入費等、訓練に必要な費用を支給します。
施設入所者就職支度金給付事業	就職等で自立する人に対し、就職支度金を支給します。
生活サポート事業	障害福祉サービス等を利用していない人に対し、ホームヘル パー等を派遣し、日常生活の支援や家事援助を行います。



■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
訪問入浴サービス	回/年	1,975	2,130		2,306	2,306	2,306
	人/年	68	63	_	74	74	74
日中一時支援	日/年	986	628		846	846	846
	人/年	58	59	_	60	60	60
地域移行のための 安心生活支援	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
レクリエーション 活動等支援	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
芸術文化活動振興	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
点字・声の広報等 発行	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
奉仕員養成研修							
要約筆記奉仕員 養成事業 ※ ₁	人/年	19	9	_	16	16	16
点訳·朗読奉仕 員養成事業 ※ ₂	人/年	33	27	_	36	36	36
自動車運転免許取得•改造助成							
自動車運転免許 取得費助成事業	件/年	6	5	_	10	10	10
自動車改造費 助成事業	件/年	10	8	_	11	11	11
障害者虐待防止 対策支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
更生訓練費給付 事業	人/年	0	0	_	1	1	1
施設入所者就職 支度金給付事業	人/年	0	0	_	1	1	1
生活サポート事業	時間/年	326	355		355	355	355
	人/年	828	729		729	729	729

^{※1 「}要約筆記啓発講座」の受講者数です。

■サービス見込量の確保に向けて

障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等 に応じて、適切に事業を行っていきます。



^{※。「}点訳講習会」及び「音訳者養成講座」の受講者数です。